

令和6年度中山間地域等直接支払制度実施状況について

交付金を受けるためには、集落で農地の管理方法や役割分担を取り決めた「協定」を締結し、5年間以上農業生産活動を継続する必要があります。

①加美町集落協定の認定状況

集落協定名	単価区分	集落戦略の作成	協定者数(人)	協定面積 (㎡)			交付金総額(円)
				田		計	
				急傾斜	緩傾斜		
上多田川上1	通常	○	6		54,581	54,581	436,648
上多田川上3	通常	○	4	21,256		21,256	446,376
白子田新田	8割		2	36,205		36,205	608,244
芋 沢	通常	○	24・3組織	199,834	50,247	250,081	4,598,490
切 込	通常	○	7	25,661		25,661	538,881
西 川 北	8割		6		35,450	35,450	226,880
北 川 内 1	8割		6	21,439	11,109	32,548	431,272
北 川 内 2	8割		2	11,833		11,833	198,794
合 計			57・3組織	316,228	151,387	467,615	7,485,585

※ 単価区分 通常単価：農業生産活動等の体制整備に関する一定の要件を満たす協定

8割単価：5年間の耕作放棄地発生防止等の活動を行う協定

※ 集落戦略の作成：通常単価を受けるための要件。

協定農用地の将来像並びに、協定農用地を含む集落全体の将来像、課題、対策について、協定参加者で話し合いを行ないながら作成する。(令和5年度を目途に作成)

※ 急傾斜：傾斜度が田で1/20以上、畑・草地で15度以上

※ 緩傾斜：傾斜度が田で1/100以上1/20未満、畑で8度以上15度未満

傾斜農用地等の10a当たりの交付単価

地 目	区 分	交付単価(通常)	交付単価(8割)
田	急傾斜	21,000円	16,800円
	緩傾斜	8,000円	6,400円

②集落協定の主な取り組み

各集落協定では耕作放棄の発生を防止するため次のような活動を行っております。

ア 集落協定で必ず実施しなければならない事項（必須）

《集落マスタープランの作成》（必須）

《農業生産活動等》（必須）

- ・耕作放棄の発生防止活動（適正な農業生産活動、農地法面点検）
- ・水路、農道等の管理活動（泥上げ、草刈り等）

《多面的機能を増進する活動》（1つ以上選択）

- ・農地と一体となった周辺林地の下草刈り等
- ・景観作物の作付け
- ・体験農園の開設、運営
- ・魚類等の保護
- ・粗放的畜産

イ 通常単価を受けるためのより前向きな取組（上のアに加え、集落戦略を作成）

《集落戦略の項目》

- ・協定農用地の将来像
- ・協定農用地の将来像を踏まえた集落の現状
- ・集落の現状を踏まえた対策の方向性
- ・具体的な対策に向けた検討
- ・今後の対策の具体的内容及びスケジュール
- ・農業生産活動等の継続のための体制支援